

令和6年度 新入生前倒し支給の
決定を受けた方へ

「奈良県立大学附属高等学校奨学給付金」の7～3月分の申請について

- 奈良県では、すべての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、**高校生等がいる低所得世帯を対象に「高校生等奨学給付金」を支給**します。
- 希望する新入生の保護者等については、支給額の一部（4～6月分）を前倒しで受給できることとしており、支給対象者には令和6年6月に支給決定通知をお送りしています。
この前倒し支給の支給決定を受けた方が残額（7～3月分）の支給を受けるためには、**再度申請手続きを行っていただく必要**がありますので、以下のとおり手続きを行ってください。

1. 支給の要件（対象となる世帯）

保護者等が

生活保護（生業扶助）受給世帯 もしくは **保護者等全員の住民税所得割額が非課税の世帯**

- ※ 令和6年度新入生向け前倒し支給の支給決定を受けていることが前提です。
- ※ 保護者（親権者）等が奈良県内に住所を有していることが必要です。
- ※ 令和6年7月1日時点で要件を全て満たしていることが必要です。その他、詳細な要件については裏面をご覧ください。

2. 支給時期と支給額

- 7～3月分の支給時期の見込み（予定）

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
第1次締切までに申請(※)	申請	審査	9か月分受給				
第2次（最終）締切までに申請(※)	申請				審査	9か月分受給	

※ 奈良県立大学附属高等学校が指定する期日までに1回のみ申請してください。

- 支給額

世帯区分	支給額 (年額)	6月支給予定分 (4～6月分)	今回申請額 (7～3月分)
① 生活保護（生業扶助）受給世帯	32,300円	8,075円	24,225円
住民税所得割が非課税 (0円)である世帯	② 第一子	122,100円	30,525円
	③ 第二子以降 ※	143,700円	35,925円

※15歳(中学生を除く)以上23歳未満(平成13年7月3日から平成21年7月2日生まれ)の扶養されている兄弟姉妹がいる2人目以降の高校生。
※今回申請額は、4～6月分の支給時と世帯区分等に変更がない場合の金額を記載しています。変更がある場合は、表に記載の金額と異なることとなります。

3. 申請手続き

必要書類（裏面に記載）について、**奈良県立大学附属高等学校が指定する期限まで**に提出してください。

〈提出先〉 奈良県立大学附属高等学校
〒630-8044 奈良市六条西3丁目24番1号

4. 申請に必要な書類

対象となる生徒 1 人につきそれぞれの①を作成し、②のうち必要な添付書類と合わせて期限までに提出してください。

【申請者全員が提出する書類】

① 公立大学法人奈良県立大学附属高等学校奨学給付金申請書【**新入生・前倒し支給用**】(第 1 号様式(第 5 条関係))

② 必要添付書類 **※前回(4～6月分の前倒し支給の申請)とは基準日・年度が異なりますのでご注意ください。**

世帯区分で添付する証明書等が異なりますので、以下の区分に応じて必要な添付書類を提出してください。

世帯区分		必要添付書類
① 生活保護(生業扶助)受給世帯		・「生活保護(生業扶助)受給証明書」 ※ 令和 6 年 7 月 1 日(基準日)現在、生活保護(生業扶助(高等学校等就学費))を受給している証明書を添付してください。
住民税所得割が非課税(0円)である世帯	② 第一子	・ 保護者全員の令和 6 年度(令和 5 年分)道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額がわかる書類(※ 1)
	③ 第二子以降 ※	・ 保護者全員の令和 6 年度(令和 5 年分)道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額がわかる書類(※ 1) + ・ 「扶養誓約書」 ※対象となる高校生以外の、高校生等または 15 歳(中学生を除く)以上 23 歳未満(平成 13 年 7 月 3 日から平成 21 年 7 月 2 日生まれ)の扶養されている兄弟姉妹の扶養状況を確認します。

(※ 1) (例) ・「課税証明書」(市町村役場にて発行)

・「道府県民税・市町村民税の特別徴収税額の決定・変更通知書」(給与所得者)の写し

・「道府県民税・市町村民税の納税通知書」(自営業など)の写し

※振り込み口座については、原則として前回(4～6月分の前倒し支給の申請)と同一の口座とさせていただきますので、改めての書類提出は不要です。口座の変更を希望される場合は、申請期日までに下記のお問い合わせ先にご連絡ください。

5. その他

○ 前倒し支給の詳細な要件について

令和 6 年 7 月 1 日現在、次の要件すべてを満たす世帯が対象となります

① 保護者等が奈良県内に住所を有していること(海外等在住で奈良県内に住所がない場合は対象外となります。)

② 保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税又は生活保護(生業扶助(高等学校等就学費))受給世帯であること

③ 子が就学支援金制度の対象となる高等学校等に在学していること(令和 6 年度に当該校に入学した者に限る)

④ 1 人の高校生に対して、保護者全員が奈良県又は他の地方公共団体等が実施する同様の給付金を受けていないこと

⑤ 児童福祉法に基づく措置費等のうち、見学旅行費又は特別育成費が措置されていないこと

※上記②を満たさない場合でも、家計急変により保護者等全員の住民税所得割額が非課税相当と認められる場合には、家計急変世帯対象の奨学給付金の対象となる可能性がありますので、該当する場合は在学する高等学校までご相談ください。

○ 事実と異なる内容の申請により支給された場合は、即時の返還を求めます。

◆ 高校生等奨学給付金(奈良県立大学附属高等学校)についてのお問い合わせ ◆

◇奈良県立大学附属高等学校 〒630-8044 奈良市六条西 3 丁目 24 番 1 号 TEL 0742-81-4430

◇奈良県地域創造部こども・女性局教育振興課 〒630-8501 奈良市登大路町 3 0 TEL 0742-27-8347